

各都道府県下水道主管部長 殿
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官

気候変動の影響を踏まえた雨水管理総合計画の策定等の推進について

近年、都市化の進展等に伴う浸透面積の減少により、雨水の流出量が増え、下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動による将来の降雨量が増加することを考慮すると、整備が完了した区域も含め、降雨量の増大に対応できるように事前防災の考え方に基づいた整備を行う必要がある。

このため、今般、気候変動の影響を反映した計画への見直しを推進するため、「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（以下、「本ガイドライン（案）」という。）を改訂したところである。

については、本ガイドライン（案）を参考に、気候変動の影響を踏まえ、想定される被害の大きいところから計画的に下水道整備を推進できるよう、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」を策定されたい。

なお、気候変動の影響を踏まえた雨水管理総合計画の策定等に当たり留意すべき事項は下記のとおりであり、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

記

1. 雨水管理総合計画の策定について

計画的に事前防災の考え方に基づいた整備ができるよう、本ガイドライン（案）を踏まえ、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に基づいてメリハリのある整備目標（計画降雨）をきめ細やかに設定すること。その際、気候変動の影響を踏まえた計画降雨等を算定すること。

また、気候変動の影響を踏まえた計画降雨に対して、将来的には、自由水面を確保できる下水道によるハード対策を行うことを前提としつつ、当面は、既存ストックの有効活用や「流域治水」の考え方に基づく防災部局、河川管理者、都市計画部局、民間企業など多様な主体との連携により、段階的に安全度の向上が図れるよう、段階的対策計画を検討すること。

2. 浸水リスク評価結果の公表について

雨水管理総合計画の策定過程で実施する計画降雨及び照査降雨(既往最大降雨等)における地区ごとの浸水リスクの評価結果(浸水想定区域)については、水災害に強い防災まちづくりを進める際にも有効な情報であるため、防災、都市計画、建築その他の関係部局等に対し積極的に情報の提供を行うとともに、住民等に対し情報を公表(雨水管理総合計画の公表を含む。)されたい。

なお、雨水管理総合計画の策定対象区域において、浸水リスクに応じて地区毎に計画降雨等を設定している場合、同一の図に複数の計画降雨等の浸水想定区域を表示するのではなく、複数の計画降雨等毎に、その降雨が雨水管理総合計画の策定対象区域に一樣に生じた場合の浸水想定区域を表示した図を各々作成し、公表することが望ましい。